

## お花見広場野外活動交流拠点設計業務プロポーザル（公募型）実施要領

### 1 目的

若狭町では、令和6年3月の北陸新幹線福井・敦賀間の県内開業を見据え、令和元年6月に竣工した河内川ダムとその周辺広場、若狭駒ヶ岳に広がる山村資源（大自然）、日本遺産第1号として認定された鯖街道と重要伝統的建造物群保存地区である熊川宿、熊川城跡の歴史資源（文化財）を最大限に活かし、包括的にコラボレーションできる散策道や誘客拠点を整備することにより、新たな周遊・滞在エリア「若狭アドベンチャーツーリズム拠点（別紙1）」の創出を計画している。

本プロポーザルは、関西の玄関口とも呼ばれる熊川からほど近く、河内川ダム建設工事で発生した土砂の処分場として敷地を埋め立て造成した「お花見広場」を、コロナ禍における野外活動の需要増加と個人のニーズやプライベートに配慮したアウトドア広場に模様替えし、魅力的かつ特別感のある空間を創り出すため、基本設計に係るランドスケープ・デザインについて広く企画提案を募集し、柔軟かつ高度な創造力、技術力等を有する提案者を当該業務の受注候補者として選定することを目的とする。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

令和3年度 若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業  
お花見広場野外活動交流拠点設計業務委託

#### (2) 業務箇所

若狭町 河内 地係（河内川ダムお花見広場）

#### (3) 業務内容

「お花見広場野外活動交流拠点設計業務提案仕様書」のとおり

- ① 野営場設計（ランドスケープ・デザイン）
- ② 建築設計
- ③ 浄水場設計

### 3 業務の範囲

- (1) お花見広場計画平面図（別紙2）に示す業務範囲内のすべての施設の整備及び地形、景観、構造物等を含む造園修景
- (2) 電気設備（照明、弱電、防犯等）、機械設備（給排水、空調、消防等）その他必要な設備
- (3) その他設計業務に必要な測量及び調査

### 4 履行期間

本業務の契約を締結した日から令和4年3月18日（金）まで

### 5 予算額

24,145千円を上限とする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 6 選定方法

- (1) 本業務の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、最優秀者を選出のうえ協議して受注者を決定する。なお、最優秀者との協議が整わない場合は、最優秀者の次に優秀な者と協議して受注者を決定し、以後同様に繰り返す。
- (2) 本業務の選定に係る日程は、次のとおりとする。ただし、都合により日程を変更する場合があります。

実施要領等の公告	令和3年7月30日（金）
実施要領等の配布	令和3年7月30日（金）～令和3年8月18日（水）
質問の受付期間	令和3年7月30日（金）～令和3年8月12日（木）正午
質問の回答	随時
参加表明書の提出期限	令和3年8月18日（水）17：00必着
提案書等の提出期限	令和3年9月2日（木）17：00必着
選定委員会の実施	令和3年9月6日（月）
選定結果の公表	令和3年9月10日（金）

## 7 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件のすべてを満たす単体企業又は2以上の単体企業で構成された設計共同体（すべての構成員）とする。ただし、(5)から(7)までの要件は設計共同体のいずれかの構成員が満たすことで構わない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続き開始の申し立てがなされていない及び民事再生法（平成11年法律第255号）の規定に基づき再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 若狭町建設工事指名停止等措置要領（平成17年3月31日制定）の規定による指名停止等の期間中でないこと。
- (4) 令和3・4年度の若狭町測量等競争入札参加資格者名簿に登録されている又は本業務の契約の締結予定日までに申請されていること。
- (5) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条に定める技術部門のうち建設部門に該当する資格を有する者又は登録ランドスケープアーキテクト（RLA）若しくはシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の造園部門の資格を有する者を管理技術者として配置できること。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録又は二級建築士事務所登録を受け、同法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者又は同法第3項に規定する二級建築士の資格を有する者を担当技術者として配置できること。
- (7) 過去10年以内（2011年以降）に、公的機関等が発注したランドスケープ・デザインに類する設計業務の元請実績（1業務当たり契約金額5,000千円以上）を有すること。

## 8 参加手続き等

### (1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期日

- ① 配布方法 若狭町ホームページ（以下「町HP」という。）からダウンロード  
URL : <https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp>
- ② 配布期間 令和3年7月30日（金）～令和3年8月18日（水）

### (2) 参加手続き

#### ① 質問書の提出

プロポーザルの内容に関する質問がある場合は、質問書（様式1）を提出すること。

- ア 提出期間 令和3年7月30日（金）～令和3年8月12日（木）正午まで
- イ 提出方法 プロポーザル担当部署に電子メールを送信  
※件名に「お花見広場プロポーザル質問書」と入力し、メール送信後は電話で受信確認してください。
- ウ 回答方法 町HPに掲載（随時）

#### ② 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思がある場合は、参加表明書（様式2）を提出すること。

- ア 提出期限 令和3年8月18日（水）17:00必着
- イ 提出方法 プロポーザル担当部署に電子メールを送信  
※件名に「お花見広場プロポーザル参加表明書」と入力し、メール送信後は電話で受信確認してください。  
※PDF形式（要記名押印）で提出してください。

#### ③ 図面等の配布

お花見広場に係る概要図及び各種図面等の配布を受けようとする場合は、参加表明書を提出したうえでプロポーザル担当部署に申し出ること。ただし、プロポーザルに係る提案以外の目的外使用（複写及び譲渡等）はしないこと。

- ア 配布期間 令和3年7月30日（金）から令和3年8月18日（水）まで  
午前9時から午後5時まで（土日祝祭日を除く。）
- イ 配布方法 プロポーザル担当部署に電子メールを送信  
※件名に「お花見広場プロポーザル図面等配布希望」と入力し、メール送信後は電話で受信確認してください。

④ 提案書等の提出

ア 提出期限 令和3年9月2日(木) 17:00必着

イ 提出方法 プロポーザル担当部署に持参又は郵送

※提出書類と合わせて電子データ(PDF形式)を電子媒体(CD-R等)で提出してください。

ウ 提出書類 次表のとおり

書類名	様式	部数
企業に所属する技術者等	様式3	1部
配置予定技術者	様式4	1部
設計業務元請実績	様式5	1部
提案提出書	様式6	1部
提案書(A3サイズ、縦横不問、片面印刷) ※表紙及び目次等は不要です。 ※各施設の形状や外観等が確認できるデザイン案(イメージ図)を次の2つの視点を踏まえて作成してください。(2種類以上5種類以内) ① エリア全体が把握できる施設等のレイアウト ② 魅力感を創出できるスポット ※デザイン案を補完するための各施設の特徴や補足説明等は、簡潔明瞭に記述してください。	任意	10部
評価項目別提案内容説明書	様式7	10部
提案価格表	様式8	10部
概略事業費	様式9	10部

## ⑤ 選定委員会の実施

- ア 実施期日 令和3年9月6日（月）13：30～
- イ 実施場所 リブラ若狭 2階 研修室
- ウ 出席者 3名以内（配置予定技術者を含む。）
- エ 実施方法 提案書等の内容をプレゼンテーション及びヒアリング
- オ その他
  - ・プロポーザル開催通知書を前日までに電子メールで送信
  - ・プレゼンテーション及びヒアリングは参加表明書の受付順で実施

## ⑥ 選定結果の通知

- ア 選定結果 プロポーザル選定結果通知書を電子メールで送信
- イ 結果公表 町HPに掲載（令和3年9月10日（金）予定）
- ウ その他
  - ・選定結果についての異議申し立てはできない。

## 9 審査方法

### (1) 提案の審査

- ① 選定委員会の委員は、「お花見広場野外活動交流拠点設計業務プロポーザル方式評価要領」に基づき、提出書類及びプレゼンテーション等により採点する。なお、参加者が5企業体を超える場合は、選定委員長及び事務局において提案書等のみの選定（一次審査）を実施し、上位5企業体により審査する場合がある。
- ② 選定委員会は、各委員の採点結果を基に合計点数を算出し、最も高かった者を最優秀者、その次に高かった者を優秀者として各順位を決定する。
- ③ 合計点数が同点の場合は、高い順位の票を多く獲得した者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合は、選定委員会において合意のうえ総合順位を決定する。

## 10 業務契約

### (1) 契約の締結

最優秀者は、本業務の受注者として委託契約に係る協議を若狭町と実施したうえで契約を締結する。なお、契約の締結までの間に若狭町から入札参加資格の停止処分を受けるなど、参加資格要件を満たさないと認められた場合は、優秀者を契約交渉の相手方とする。

### (2) 契約の概要

- ① 当事者 若狭町長（発注者）及び最優秀者（受注者）
- ② 締結予定日 令和3年9月10日（金）
- ③ 契約内容 提案内容及び業務委託契約に係る協議内容のとおり
- ④ 契約金額 原則として提案で提示された金額
- ⑤ その他 若狭町財務規則及び若狭町業務委託契約約款のとおり

## 11 失格要件

参加者が、次のいずれかの要件に該当する場合は失格とする。

- (1) 選定委員会の委員及び事務局関係者に直接又は間接を問わず、プロポーザルに関して不正な

接触又は要求をした場合（本要領等に定める正規の手続きに基づく場合を除く。）

- (2) 選定委員会が審査の公平性に影響を与える行為があると認めた場合
- (3) 若狭町が指定する様式（以下「様式」という。）に従わないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
  - ① 提出期限、提出方法及び提出先の条件に適合しないもの
  - ② 様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - ④ 許容された表現方法以外の表現方法を用いているもの
  - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの（契約締結後に事実関係が判明した場合も同様とする。）

## 1 2 その他

- (1) 参加者は、本要領に定める条件等に同意したうえでプロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 参加表明書を提出した後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式10）を提出すること。
- (4) 参加者に対する現地説明会等は開催しないが、参加者が自主的に現地確認等を行う場合は、プライバシーに十分配慮し、近隣住民や通行人等に迷惑をかけること。
- (5) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めない。また、提出した書類に記載した配置予定技術者は原則として変更できないものとし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、若狭町の承諾を得ること。
- (6) 提出書類において、他の文献を引用した場合は出典を明示すること。
- (7) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、事業者を選定する以外の目的には、参加者に断りなく使用しないものとする。
- (8) 提出された提案書等の著作権は参加者に帰属するが、プロポーザル審査後は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (9) 提出された書類は返却しない。
- (10) 参加者は、プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報紙その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (11) 提案内容に含まれる特許権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護されている権利等を使用した結果生じる責任は参加者が負うものとする。
- (12) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、若狭町と選定委員長が協議して決定する。

## 6 プロポーザル担当部署（事務局）

〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地  
若狭町役場 観光未来創造課  
TEL 0770-45-9111  
FAX 0770-45-1115  
Email kankou@town.fukui-wakasa.lg.jp